鳥取県働く世代のフレイル予防推進事業補助金の 事務手続きについて

1. 交付申請提出

(5月31日まで)

○交付申請は、下記提出先にEメール送信又は郵送又は持参してください。

2. 交付決定通知到着

(交付申請から原則30日以内)

* 交付申請の取下げは、交付決定通知を受けた日から20日以内に限り行うことができます。

3. 事業開始

※この補助金(交付金)においては、着手届の提出は必要ありません。

【事業を変更・中止・廃止したい場合】

事業を変更・中止・廃止する場合には県の承認が必要です。 変更・中止・廃止申請書を下記提出先まで郵送又は持参してください。

4. 事業完了

※この補助金(交付金)においては、完了届の提出は必要ありません。

【事業が年度内に終わらない場合】 補助金等進捗状況報告書を下記提出先まで郵送・持参してください。

5. 実績報告書提出 (完了・廃止・中止から30日以内)

○実績報告は、下記提出先宛でEメール送信又は郵送又は持参してください。

◎補助金の支払い

支払時期については、交付決定通知の際にお知らせします。

<u>資料提出・問い合わせ先</u> 福祉保健部健康医療局健康政策課健康づくり文化創造担当

鳥取市東町1丁目220

電話:0857-26-7202 ファクシミリ:0857-26-8726 電子メール:kenkouseisaku@pref.tottori.lg.jp